



平成 28 年 9 月 28 日

各 位

会社名 日本農薬株式会社
代表者名 代表取締役社長 友井 洋介
コード番号 4997 東証第1部
問合せ先 執行役員管理本部総務部長 飯島 豊和
電 話 03-6361-1400

(開示事項の結果報告) アメリカ合衆国におけるフルベンジアミド登録取消に関する
当社の今後の対応について

2016年8月1日付の当社リリース「アメリカ合衆国におけるフルベンジアミド登録に関する公聴会の結果について」につき、今後の当社対応を下記の通りに決定をいたしましたので、お知らせいたします。

記

アメリカ合衆国における園芸用殺虫剤フルベンジアミドの農薬登録に関して、本剤の登録保持者 (Nichino America Inc, および Bayer CropScience LP) は、2016年2月29日付で米国環境保護局 (EPA) が発出した Notice of Intent to Cancel Pesticide Registration (農薬登録失効に向けた通告) に対し、連邦殺虫剤・殺菌剤・殺鼠剤法 (FIFRA) で定められた手順に従い、公聴会による行政不服審査の手続きを進めて参りました。しかしながら、2016年7月29日付で環境審査委員会 (EAB) は、流通在庫の販売や生産現場での使用は問題ないとするものの、FIFRA の解釈上の観点から登録取消は妥当とする最終判定を下しました。

当社は、公聴会における審議内容・判定理由等を精査し、控訴実施の是非を検討して参りました (控訴期限 2016年9月27日 (現地時間))。その結果、控訴審においても EPA が登録取消の根拠とした「環境に対する非合理的な悪影響をもたらすリスク」に対する科学的な議論が行える可能性は低いとの結論に達しました。また、控訴に必要な一連の費用・期間・手続き等も総合的に検討した結果、本件の控訴は断念することとしました。なお、当社の米国における販売額は少額であり、現時点では当社の今期業績へ与える影響は軽微です。

一方、当社は今回 EPA が懸念を示したフルベンジアミド剤の一部の水生生物に対する安全性に関しては、日本を含め各国の登録に定める安全使用基準に基づき使用される範囲において問題はないことを確信しております。したがって、国内外の専門家と協力し、純科学的観点から環境安全性評価に関する研究成果を論文化し、当社の考え方の妥当性を明らかにしたいと考えております。また、米国における登録再申請についても、引続き検討していく予定です。

当社は、今後とも安全性と効果の優れた新規農薬の継続的創出により、世界の農業生産に貢献して参ります。

以 上